

健康づくり関連の取組の進捗等について

1. 直近の状況等

4年度後半は、船員の健康づくり宣言を強力に推進するための環境整備に努めてきた。改正船員法施行規則等が施行される4月に合わせて、国土交通省海事局と船主(株式会社商船三井)と船員保険部で“船員の健康づくり”をテーマに鼎談を実施し、日本海事新聞の特集記事として船舶所有者に周知した。加えて、船員の健康づくり宣言にエントリーされていない船舶所有者へ船員の健康づくりの好事例集、鼎談記事等を送付しエントリーを促した。また、国土交通大臣が作成する令和5年度船員災害防止実施計画においても、協会の取組を国も連携して推進する旨、明記された。

○令和5年度船員災害防止実施計画(抜粋)

全国健康保険協会船員保険部においては、船舶所有者や船員を対象に、船員の健康づくりを支援するための事業を実施しているところ、国は、同協会と連携を図り、当該事業の利用促進を図る。

また、船舶所有者や船員においては、これらの事業を積極的に利用することにより、船員の健康確保に努める。

2. 関係団体との連携

- ・ 日本内航海運組合総連合会が主催するセミナー(全国6か所)で、船員災害防止協会より「船員の健康づくり宣言」を紹介していただいた
- ・ 「船員の健康づくり宣言」を周知するポスターを作製し、国土交通省(運輸局)、船員災害防止協会等の関係団体に掲示していただくよう、随時調整中
- ・ 地方運輸局や船員災害防止協会が主催する会議において、取組の内容等を紹介する予定

3. 船舶所有者訪問

船員の健康づくり宣言にご参加いただける船舶所有者の拡大はもとより、船員保険部の職員が船舶所有者の皆様の声を直接聴き、健康づくりに取り組む上での悩み、本健康づくり宣言へのご参加に当たっての阻害要因を把握することも重要であると考えており、5月下旬より全国各地の船舶所有者様を訪問させていただいている。

○対象となる船舶所有者 : 船員の健康づくり宣言にエントリーされていない船舶所有者様

○訪問先(予定も含む) : 東京都、神奈川県、大阪府、兵庫県、広島県、愛媛県、山口県、福岡県、長崎県 ※今後も適宜実施する

船員の健康づくり宣言にご参加いただいている船舶所有者は、4年度末時点で110社となっており着実に増加している。5年度のKPIを200社としており、今後も継続的に各種施策を講じる必要がある。

船員健康づくりサポーターの創設について(案)

1. 目的・概要

船員の働き方改革や健康確保に向けて、令和5年4月より改正船員法施行規則等が施行されたことに伴い、船舶所有者における船員の健康管理への関心が高まってきている。より実践的に健康づくりの取組を推進できるよう、事業所において健康づくりを進める担当者を「船員健康づくりサポーター(以下、『サポーター』という。)」と位置づけ、サポートいただく。

令和5年度事業計画(抜粋)

II. 主な重点事項 > (2)戦略的保険者機能 > ③ 情報提供・広報の充実

- ・ 船員の健康づくりに船舶所有者と一緒に取り組む船員健康づくりサポーター(仮称)を募集し、船員の健康づくりに関する情報を浸透させる。

2. サポーターの役割

サポーターには、サポートいただく内容に応じた3つの役割(初級・中級・上級)を設けることとし、事業所内の船員の健康づくりの推進等、サポートいただける内容に合わせて申込時に選択する仕組みとする。具体的な内容については、以下のとおり。

項目	①船員の健康づくりに関すること	②広報に関すること	③加入者等からの相談に関すること	④モニターに関すること
役割	○初級 ○中級 ○上級	○初級 ○中級 ○上級	○中級 ○上級	○上級
概要	船員の健康づくり宣言へのエントリー等により、自社船員の健康づくりに積極に取り組む。	船員保険部からの情報提供に基づき、船舶所有者及び自社船員に対する船員保険制度等に関する周知広報の協力。	船員保険制度や各種申請等についての相談対応や、状況に応じた船員保険部ホームページ等の案内・説明の協力。	船員保険部が実施する新規事業やサービス、アンケート調査等に対して適宜モニターとして協力。
主な内容	◆船員の健康づくり宣言による、船員保険部と協働した事業所における健康づくりの取組みの普及。 ◆生活習慣病予防健診や特定保健指導等の保健事業についての周知や受診勧奨。 など	◆保養事業や無線医療助言事業及び洋上救急医療援護事業の周知広報の協力。 ◆下船後3か月の療養補償や職務上の上乗せ給付等、独自給付制度等に関する周知広報の協力。 など	◆船員保険からの給付金や、乗下船時の疾病任意継続保険の得喪等、船員保険に関する加入者からの相談に対する対応の協力。 など	◆船員保険事業等に関するアンケート調査への協力。 ◆船員の健康づくりに関する取組みに対する取材対応への協力。 など

3. 運用開始時期(予定)

令和5年 秋 受付 及び 委嘱開始

船員保険実態調査アンケートの実施について(案)

1. 目的・概要

全国健康保険協会船員保険部では、今後、“船員の健康づくり宣言”を事業の大きな柱に据え強力に推進することとしており、また令和6年度より始まる第3期船員保険データヘルス計画を策定する時期であることから、これらの実効性を高めるために船舶所有者及び加入者へのアンケート調査を実施し、実態及びニーズ等を把握することとする。

令和5年度事業計画(抜粋)

Ⅱ. 主な重点事項 > (2)戦略的保険者機能 > ④ 調査・研究の推進

・加入者の実態やニーズ等を把握するためのアンケートを実施する。

2. 対象者と調査内容

対象者	船舶所有者	被保険者	被扶養者
調査内容 ※関係団体との調整を図る予定	<ul style="list-style-type: none">○健康確保の制度化に関すること○生活習慣病予防健診、健康証明書、特定保健指導に関すること○健康づくりの取組に関すること○広報に関すること○船員の健康づくり宣言に関すること	<ul style="list-style-type: none">○健康確保の制度化に関すること○待遇と船内環境等に関すること○船員の労働実態に関すること○休暇の過ごし方に関すること○生活習慣病予防健診、健康証明書、特定保健指導に関すること○健康意識に関すること○喫煙に関すること○歯の健康に関すること	<ul style="list-style-type: none">○生活習慣病予防健診、特定健診、特定保健指導に関すること○健康意識に関すること○喫煙に関すること

※船舶所有者は全数調査、被保険者及び被扶養者はサンプル調査を想定。

※調査内容については現時点での案であり、今後変更することがあり得る。

3. スケジュール

令和5年12月 ▶ アンケート実施、回収

令和6年 3月 ▶ アンケート結果報告書完成